指導検査基準（指定福祉用具貸与事業)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認書類等
第１　基本方針	**１　基本方針** 　指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 平11厚令37第193条	・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等
第２　人員に関する基準	**１　福祉用具専門相談員の員数** (1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上となっているか。 　ただし、指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準第266条第1項）	法第74条第1項 平11厚令37第194条	・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※各種免許証及び修了証 ※職員の履歴書 ・雇用契約書

	② 指定特定福祉用具販売事業者（第208条第1項） ③ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準第282条第1項） (2) 福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員の技術的援助及び助言を受けて行われているか。	施行令第3条の2第1項	
	(3) 福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。 ①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧義肢装具士 ⑨厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する講習会（以下「福祉用具専門相談員指定講習会」という。）の課程を修了し、当該講習会を行った者から当該講習会を修了した旨証明書の交付を受けた者 ⑩都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習会と同程度以上の講習と認めたものの課程を修了しし、当該講習会を行った者から当該講習会を修了した旨証明書の交付を受けた者	施行令第3条の2第1項	
	2 管理者 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合	平11厚令37第195条	・職員勤務表

	は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。		
第３　設備に関する基準	**1 設備及び備品等** (1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。	法第74条第2項 平11厚令37第196条 第1項	※運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・業者との委託契約書
	(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以の福祉用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	平11厚令37第196条 第2項	・保管に関する記録 ・消毒に関する記録
	ただし、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 268 条第 1 項及び第 2 項に規定する設	平11厚令37第196条 第3項	

	備及び備品等を備えていることをもって、上記(1)、(2)に規定する設備及び備品を備えているものとみなすことができる。		
第４　運営に関する基準	**1　内容及び手続の説明及び同意** (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。	法第74条第2項 平11厚令37第205条 準用（第8条） 準用（平11老企25第3の1の3の(1)）	※運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	2　提供拒否の禁止 指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具の貸与の提供を拒んでいないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	平11厚令37第205条 準用（第9条） 準用(平11老企25第3の1の3の(2))	・利用申込受付簿
	3　サービス提供困難時の対応 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平11厚令37第205条 準用（第10条）	・サービス提供依頼書 ・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録
	4　受給資格等の確認		

	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。	平11厚令37第205条 準用（第11条第1項）	※サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与を提供するよう努めているか。	平11厚令37第205条 準用（第11条第2項） 法73条第2項	※サービス提供票 ・利用者に関する記録
	5 要介護認定等の申請に係る援助		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平11厚令37第205条 準用（第12条第1項）	・利用者に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	平11厚令37第205条 準用（第12条第2項）	・利用者に関する記録
	6 心身の状況等の把握		
	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平11厚令37第205条 準用（第13条）	・利用者に関する記録 （※居宅介護支援経過） （※サービス担当者会議の要点） （※サービス担当者に対する照会（依頼）内容）
	7 居宅介護支援事業者等との連携		

	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平11厚令37第205条 準用（第14条第1項）	・情報提供者に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平11厚令37第205条 準用（第14条第2項）	・相談等に関する記録
	8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	平11厚令37第205条 準用（第15条）	・利用者の届出書 ※居宅サービス計画書(1)(2)
	9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。	平11厚令37第205条 準用（第16条）	※居宅サービス計画書(1)(2) ※週間サービス計画表 ※サービス提供票、別表 ・利用者に関する記録
	10 居宅サービス計画等の変更の援助 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平11厚令37第205条 準用（第17条）	※居宅サービス計画書(1)(2) ※サービス提供票、別表 （変更の確認） ・利用者に関する記録
	11 身分を証する書類の携行		

	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平11厚令37第205条 準用（第18条）	・実態確認（身分証等） ・就業規則 ・業務マニュアル
	(2) 証書等には当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員等の氏名の記載があるか。	準用（平11老企25第3の1の3の(8)）	・実態確認（身分証等）
	12 サービスの提供の記録		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	平11厚令37第205条 準用（第19条第1項）	※サービス提供票、別表 ※居宅サービス計画書(1)(2)
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	平11厚令37第205条 準用(第19条第2項)	・業務日誌（サービス提供記録）
	13 利用料等の受領		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	平11厚令37第197条 第1項	※サービス提供票、別表 ※領収書控
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から	平11厚令37第197条 第2項	※運営規程（利用料その他の費用の確認）

	支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		※サービス提供票、別表 ※領収書控
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(1) 、(2) の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	平11厚令37第197条 第3項	※重要事項説明書 ※運営規程（実施区域の確認） ※領収証控 ・車両運行日誌
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平11厚令37第197条 第4項	・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。	平11老企25 第3の11の3の(1)の①	※領収証控
	指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。	平11厚令37第197条 第5項	・中止に関する記録
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項	※領収証控

	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	施行規則第65条	※領収証控
	14 保険給付の請求のための証明書の交付 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	平11厚令37第205条 準用（第21条）	※サービス提供証明書控 （介護給付費明細書代用可）
	15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われているか。	平11厚令37第198条 第1項	※居宅サービス計画書
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与をしているか。	平11厚令37第198条 第2項	
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平11厚令37第198条 第3項	
	16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	法第73条第1項	
	(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に	平11厚令37第199条 第1号	・使用説明書 ・相談に関する記録 ・同意に関する記録

	基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。		
	(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	平11厚令37第199条 第2号	・点検に関する記録
	(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	平11厚令37第199条 第3号	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書
	特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。	平11老企25 第3の11の3の(3)の②	
	(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。	平11厚令37第199条 第4号	・福祉用具使用状況、指導、修理に関する記録
	なお、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。	平11老企25 第3の11の3の(3)の①	・点検に関する記録
	(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられている場合は、次の措置がなされているか。	平11厚令37第199条 第5号	
	① 当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されているか。		
	② 当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも６月に１回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合		

	にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じているか。		
	③ 福祉用具専門相談員は、①、②について、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等必要な措置を講じているか。	平11老企25 第3の11の3の(3)の③	
	17 利用者に関する市町村への通知 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平11厚令37第205条 準用（第26条）	・市町村に送付した通知に係る記録
	① 正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	平11厚令37第205条 準用（第26条第1号）	
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	平11厚令37第205条 準用（第26条第2号）	
	18 管理者の責務		
	(1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平11厚令37第205条 準用（第52条第1項）	・組織図、組織規程 ※運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	(2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に、基準「第 13 章第 4 節　運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平11厚令37第205条 準用（第52条第2項）	
	19 運営規程 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	平11厚令37第200条	※運営規程 ・指定申請書及び変更届（写）
	① 事業の目的及び運営の方針		

	② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項		
	20 勤務体制の確保等		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	平11厚令37第205条 準用（第101条第1項）	※就業規則 ※運営規程 ・雇用契約書
	(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	準用（平11老企25第3の6の3の(5)の①）	・勤務表 （原則として月ごと）
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	平11厚令37第205条 準用（第101条第2項）	・業務委託契約書
	21 適切な研修の機会の確保 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	平11厚令37第201条 平11老企25第3の11の3の(5)	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
	22 福祉用具の取扱種目 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	平11厚令37第202条	・目録等
	23 衛生管理等		

	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平11厚令37第203条第1項	・従業者の健康診断に関する記録 ・消毒及び保管に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。	平11厚令37第203条第2項	
	なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。	平11老企25第3の11の3の(6)の①	・消毒方法の標準作業書
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。	平11厚令37第203条第3項	・業者との委託契約書 ・業務規程等
	また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 ① 当該委託等の範囲 ② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 ④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行う得る旨	平11老企25第3の11の3の(6)の②	・業者との委託契約書

	⑤　指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨 ⑥　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項		
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。	平11老企25 第3の11の3の(6)の③④	・結果に関する記録 ・指示に関する文書
	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	平11厚令37第203条 第4項	・結果に関する記録
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。	平11厚令37第203条 第5項	・衛生管理に関する記録
	24 掲示及び目録の備え付け		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平11厚令37第204条 第1項	・実施確認
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	平11厚令37第204条 第2項	・備え付けの目録等
	25 秘密保持等		
	(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、	平11厚令37第205条	

	その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	準用（第33条第1項）	
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平11厚令37第205条 準用（第33条第2項）	・就業時の取り決め等の記録
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	平11厚令37第205条 準用（第33条第3項）	・利用者（家族）の同意に関する記録 ・実際に使用された文書等（会議資料等）
	26 広告 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平11厚令37第205条 準用(第34条)	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
	27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平11厚令37第205条 準用(第35条)	
	28 苦情処理 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平11厚令37第205条 準用(第36条第1項)	※運営規程
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの	準用(平11老企25 第3の1の3の(23)の①)	・説明文書 ・掲示物

	内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。		
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平11厚令37第205条 準用(第36条第2項)	・苦情に関する記録
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	準用(平11老企25 第3の1の3の(23)の②)	
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	平11厚令37第205条 準用(第36条第3項)	
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力することとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		・指導等に関する記録
	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を市町村に報告しているか。	平11厚令37第205条 準用(第36条第4項)	
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第２号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平11厚令37第205条 準用(第36条第5項)	・指導等に関する記録
	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康	平11厚令37第205条 準用(第36条第6項)	

	保険団体連合会に報告しているか。		
	29 事故発生時の対応		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平11厚令37第205条 準用(第37条第1項)	※運営規程 ・連絡マニュアル類 ・説明文書 ・掲示物
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平11厚令37第205条 準用(第37条第2項)	・事故に関する記録
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平11厚令37第205条 準用(第37条第3項)	・損害賠償に関する記録
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	準用(平11老企25 第3の1の3の(24)の③)	
	30 会計の区分		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	平11厚令37第205条 準用(第38条)	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	平13老振18	
	31 記録の整備		
	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平11厚令37第204条の2 第1項	
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。	平11厚令37第204条の2 第2項	
	① 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録	平11老企25	

	② 本基準（４衛生管理等）(4)の確認の結果の記録及び指示の文書 ③ 準用される居宅基準第26条に係る市町村への通知に係る記録 ④ 準用される居宅基準第36条第2項に係る苦情の内容等の記録 ⑤ 準用される居宅基準第37条第2項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	第3の11の3の(7)の③	
第５ 変更の届出等	指定福祉用具貸与事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は当該指定福祉用具貸与事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条	※届出書類の控
第６ 介護給付費の算定及び取扱い	**1 福祉用具貸与費の単位数の算定** 指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。 **2 搬出入に要する費用の取扱い** 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。 ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定	法第41条第4項 平12厚告19 別表の11 平12厚告19 別表の11の注1	※サービス提供票・別表 ※給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書 ※「福祉用具貸与サービスコード表」参照 ※サービス提供票・別表 ※給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書

	福祉用具貸与事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。		※「福祉用具貸与サービスコード表」参照
	3 要介護状態区分が軽度者への指定福祉用具の貸与 要介護状態区分が経過的要介護及び要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）に規程する次の指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していないか。ただし、別に厚生大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。 ① 車いす（第1項） ② 車いす付属品（第2項） ③ 特殊寝台（第3項） ④ 特殊寝台付属品（第4項） ⑤ 床ずれ防止用具（第5項） ⑥ 体位変換機（第6項） ⑦ 認知症老人徘徊感知機器（第11項） ⑧ 移動用リフト（第12項）	平12厚告19 別表の11の注2	※サービス提供票・別表 ※給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書 ※「福祉用具貸与サービスコード表」参照
	4 サービス種類の算定関係 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定していないか。	平12厚告19 別表の11の注3	※サービス提供票・別表 ※給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書